

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案は、沖縄の観光の振興に資するため、旅客が空港内の旅客ターミナル施設内で輸入品を購入し、携帯して沖縄から出域する場合の関税について、現行の払戻し措置を免税措置に改めようとするものである。

委員会においては、3月27日に橋本沖縄及び北方対策担当大臣から趣旨説明を聴取し、翌28日、沖縄型特定免税店と観光戻税承認小売店との販売対象品目の競合、沖縄型特定免税店の市中展開の可能性、既存の沖縄観光振興地域制度を活用した総合的な観光施策の必要性、観光戻税制度の利用率の減少要因、ポスト第三次沖縄振興開発計画に向けた政府の取組などについて質疑が行われ、全会一致をもって可決した。

〔国政調査等〕

3月16日、沖縄及び北方問題に関しての施策について、河野外務大臣、橋本沖縄及び北方対策担当大臣から所信を聴取した。

また、5月29日、沖縄及び北方問題に関しての施策について、新たに発足した小泉内閣の尾身沖縄及び北方対策担当大臣、田中外務大臣から所信を聴取した。

6月20日、沖縄及び北方問題に関しての施策について質疑を行い、田中・パウエル日米外相会談の内容、第三次沖縄振興開発計画の総括、ポスト三次振興計画の在り方、今後の沖縄の産業振興の在り方、「東京宣言」第2項を北方領土交渉の基礎とすることの確認、今後の北方領土交渉の進め方、普天間飛行場代替施設問題、在沖海兵隊訓練を海外へ一部移転する可能性、中城湾泡瀬干潟の埋め立て計画の問題点、特別自由貿易地域における立地企業、普天間代替施設の15年使用期限問題などが取り上げられた。

なお、3月23日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度内閣府所管（北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫予算について審査を行い、その中で、北方基金の運用益が減少している状況への対処、沖縄の自立的発展に向けた担当大臣の決意、沖縄の雇用対策及び産業構造の転換と平成13年度予算におけるその位置づけ、内閣府に一括計上された沖縄振興開発事業費を各省に移替えを行うメリット、沖縄における高率補助の問題点、普天間飛行場の跡地利用などについて質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成13年1月31日（水）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成13年3月16日（金）（第2回）

- 沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について河野外務大臣及び橋本沖縄及び北方対策担当大臣から所信を聴いた。

○平成13年3月23日（金）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成13年度一般会計予算（衆議院送付）

平成13年度特別会計予算（衆議院送付）

平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫）について橋本沖縄及び北方対策担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、荒木外務副大臣、仲村内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成13年3月27日（火）（第4回）

- 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について橋本沖縄及び北方対策担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月28日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について橋本沖縄及び北方対策担当大臣、仲村内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第13号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由

反対会派 なし

欠席会派 無会

○平成13年5月29日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について尾身沖縄及び北方対策担当大臣及び田中外務大臣から所信を聴いた。

○平成13年6月20日（水）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について田中外務大臣、尾身沖縄及び北方対策担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月27日（水）（第8回）

- 沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、沖縄の観光の振興に資するため、輸入品を携帯して沖縄から出域する場合における関税の払戻し措置を免税措置に改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 旅客が、空港内旅客ターミナル施設内で輸入品を購入し、携帯して沖縄から出域する場合の関税の扱いについて、輸入の際に関税を賦課して後に払い戻す措置を免税措置に改める。
- 2 この法律は、平成13年4月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・ 内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
13	沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案	衆	13. 2. 9	13. 3. 26	13. 3. 28 可決	13. 3. 30 可決	13. 3. 16 沖縄・北方	13. 3. 21 可決	13. 3. 22 可決